

別紙

諮問第1681号

答 申

1 審査会の結論

「公安委員会事務処理報告書」外1件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「公安委員会事務処理報告書（期間は令和4年に報告されたもの。報告日、報告した所属、報告の概要が分かるもの。一覧になっているもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会が令和4年7月26日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年2月6日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年1月15日に実施機関から理由説明書を收受し、同年1月29日（第217回第三部会）及び同年2月22日（第218回第三部会）に審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に対し、公安委員会事務処理報告書（決裁月日が令和4年2月18日のもの及び同年5月27日のもの。以下併せて「本件対象公文書」という。）を特定し、警察職員の氏名（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条2号及び同条4号に該当するとして、これを非開示とする本件一部開示決定を行った。

イ 本件対象公文書について

実施機関は、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（令和2年3月30日都公委規程第5号。以下「事務処理規程」という。）において、法律、条例等に基づく実施機関の権限に属する事務を警視総監、主管部長、主管課長又は警察署長（以下「警視総監等」という。）において処理させることができる旨を定めており、警視総監等が事務処理規程に基づき、実施機関の事務を処理する場合は、その結果を四半期ごとにとりまとめ、実施機関に報告していると説明する。

また、事務処理規程に基づく報告手続は、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程の制定について（令和2年3月30日通達甲（副監．総．企．公秘）第8号）において、警視総監等が警視庁総務部企画課長を通じて実施機関に報告するものと定めており、「公安委員会事務処理報告書（総括決裁）」と題する文書によって四半期ごとに実施機関へ報告されていると説明する。

本件対象公文書は、令和4年に報告された「公安委員会事務処理報告書（総括決裁）」であり、実施機関によると令和4年中に実施された報告は、2月18日及び5月27日の2回のみであるとのことである。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、上部には決裁欄があり、実施機関の決裁月日、起案者、事務処理の主管部名、処理期間、報告事項の各欄等から構成されていた。このうち、報告事項欄には、事務処理の内容・種別、報告者である警察職員の所属、階級、氏名が記載されていることが確認された。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件開示請求とは別の請求において、東京都の職員の氏名が開示されていることから、本件非開示情報についても開示されるべきである旨主張す

る。

実施機関によると、本件非開示情報は、管理職ではない警察職員の氏名とのことであり、審査会が検討するに、これは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例7条2号本文に該当する。

また、東京都の職員の氏名については慣行として公にしているが、警視庁では、管理職でない警察職員の氏名を慣行として公にしていないとのことであるから、本件非開示情報は、条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報については、条例7条2号に該当し、同条4号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ